

指定給水装置工事事業者確認事項調査書

年 月 日

氏名・名称

郵便番号

住所

代表者氏名

電話番号

1. 業務内容

営業日・時間			
休業日			
休日・夜間の対応	可 ・ 不可		
	(可の場合) 緊急連絡先		
業務内容（該当するものに○を記入してください）			
新築・改造	配水管からの分岐～水道メーター		
	水道メーター～宅内給水装置		
修繕	水漏れや故障の 修繕・取替（屋内）	トイレ（ボールタップ等）	
		蛇口（混合水栓等）	
		屋内配管	
	屋外給水管の修繕（掘削を伴うもの）		
	給水設備（受水槽・ポンプ及びその他付属設備）の修繕		
上記内容の公表可否		可 ・ 不可	

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出るようお願いします。

2. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36 条

法第 25 条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表可否	可 ・ 不可	

※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。

※ 受講者名は、公表の対象ではありません。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

3. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技術を有する者の状況

水道法施行規則 第36 条

法第 25 条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、 給水管の接合、いずれの経験も有し ているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
上記内容の公表可否		可 ・ 不可		

※ 「保有している資格等」には、以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者などによって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※ 配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄にチェックしてください。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

記入例

指定給水装置工事事業者確認事項調査書

令和6年6月1日

申請される日の日付を記入してください。

名称 株式会社 八幡設備
郵便番号 614-8037
住所 京都府八幡市八幡高畑1-1
代表者氏名 代表取締役 八幡 太郎
電話番号 012-345-6789

1. 業務内容

営業日・時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分		
休業日	土曜日・日曜日・祝日、年末年始		
休日・夜間の対応	☒ 可 ・ 不可		
	(可の場合) 緊急連絡先	012-987-6543	
業務内容（該当するものに○を記入してください）			
新築・改造	配水管からの分岐～水道メーター		
	水道メーター～宅内給水装置		○
修繕	水漏れや故障の 修繕・取替（屋内）	トイレ（ボールタップ等）	○
		蛇口（混合水栓等）	○
		屋内配管	○
	屋外給水管の修繕（掘削を伴うもの）		○
	給水設備（受水槽・ポンプ及びその他付属設備）の修繕		○
上記内容の公表可否		☒ 可 ・ 不可	

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出るようお願いします。

2. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36 条

法第 25 条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水に、石

自社内研修の場合は、申し出のみで、受講の事実が確認できる証明書類の提出は必要ありません。

(公表対象外)		実施団体	受講年月日
八幡 太郎	自社内研修	〇〇に関する業務研修	R5. 7. 1
八幡 花子	給水工事技術振興財団	e-ラーニング	R5. 10. 1
e-ラーニングで実施した場合は、受講終了時に修了年月日が表示されますので、<u>その画面を印刷したものを添付してください。</u>			
上記内容の公表可否		☒ 可 ☐ 不可	

※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。

※ 受講者名は、公表の対象ではありません。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

3. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技術を有する者の状況

水道法施行規則 第36 条
 法第 25 条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）
 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、 給水管の接合、いずれの経験も有し ているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
八幡 太郎	○	○	配管工	R4
八幡 花子	○	○	検定会合格者	R3
綴喜 次郎	○	×		R4
上記内容の公表可否		資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。 可 ・ 不可		

※ 「保有している資格等」には、以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者などによって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
 （配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
 - ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者
 （配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）
- 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※ 配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄にチェックしてください。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要